

# 北海道情報大学における 研究活動上の不正行為に関する規程

## 第1章 総 則

### (趣 旨)

第1条 この規程は、北海道情報大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について、必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この規程において「研究者等」とは、次の各号に掲げる者及びこれらの者であった者をいう。

- (1) 本学に雇用されて研究活動に従事している者
- (2) 本学の施設や設備を利用して研究に携わる者
- (3) 学部学生、大学院学生その他の本学において修学している者
- (4) 研究生その他の本学において研究に従事している者

2 この規程において「不正行為」とは、研究者等が研究活動を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされた場合は、この限りでない。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料、機器及び過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正なものでないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の者のアイデア、分析方法、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 二重投稿 他の学術雑誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- (5) 不適切なオーサiership 論文著作者が適正に公表されないこと。
- (6) 前5号の証拠を隠滅し、又は立証を妨げるもの

### (研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為をしてはならず、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は教育等（以下「研究倫理教育」という。）を受けなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 4 保存又は開示する研究データの内容、保存期間及び開示方法等については、研究データの性質や研究分野の特性を踏まえ、学長が別に定める。

## 第2章 不正防止のための体制

### (学長及び副学長の責務)

第4条 学長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講ずるものとする。

- 2 副学長は、本学における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者並びに研究倫理教育について統括する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講ずるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第5条 学長は、本学における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として、研究倫理教育責任者を置き、各学部長及び研究科長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、研究者等に対し、研究倫理教育を定期的に行わなければならない。

### 第3章 申立ての受付

(申立て及び情報の提供)

第6条 何人も、本学において不正行為があることを疑うに足りる事由を知ったときは、当該不正行為の事実を調査させるため、学長に対し、当該不正行為に関する申立てをし、又は情報の提供を行うことができる。

(不正行為申立窓口の設置)

第7条 本学に、不正行為に関する申立て及び情報提供に対応するため、総務課に不正行為申立窓口（以下「申立窓口」という。）を置く。

(申立ての受付体制)

第8条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、申立窓口に対して申立てを行うことができる。

2 申立ては、原則として、顕名により行われ、研究活動上の不正行為をしたとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。

3 申立窓口の責任者は、匿名による申立てについて、必要と認める場合には、副学長と協議の上、これを受け付けることができる。

4 申立窓口は、申立てを受け付けたときは、速やかに、副学長に報告するものとする。

5 申立窓口は、申立てが郵便による場合など、当該申立てが受け付けられたかどうかについて申立者が知り得ない場合には、申立てが匿名による場合を除き、申立者に受け付けた旨を通知するものとする。

6 副学長は、申立てがあつたが、本学が調査を行うべき機関に該当しない場合は、該当する研究機関等に当該申立てを回付する。また、申立てがあつたが、本学のほかにも調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する機関に当該申立てについて通知する。

7 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為をしたとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、副学長は、これを匿名の申立てに準じて取り扱うことができる。

(申立ての相談)

第9条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、申立ての是非及び手続について疑問がある者は、申立窓口に対して相談をすることができる。

2 申立ての意思を明示しない相談があつたときは、申立窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して申立ての意思の有無を確認するものとする。この場合において、相談者から申立ての意思表示がなされない場合であっても、副学長の判断により当該事案の調査を開始することができる。

3 相談の内容が、研究活動上の不正行為をしようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、申立窓口は、副学長に報告するものとする。

4 前項の報告があつたときは、副学長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

(申立窓口の職員の義務)

- 第10条 申立ての受付に当たっては、申立窓口の職員は、申立者の秘密の遵守その他申立者の保護を徹底しなければならない。
- 2 申立窓口の職員は、申立てを受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
  - 3 前2項の規定は、申立ての相談についても準用する。

## 第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

- 第11条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。研究者等でなくなった後も同様とする。
- 2 学長及び副学長は、申立者、被申立者、申立内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、申立者及び被申立者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
  - 3 学長は、当該申立てに係る事案が外部に漏洩した場合は、申立者及び被申立者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、申立者又は被申立者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
  - 4 学長、副学長又はその他の関係者は、申立者、被申立者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、申立者、被申立者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(申立者の保護)

- 第12条 学長は、申立てをしたことを理由とする当該申立者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 本学に所属する全ての者は、申立てをしたことを理由として、当該申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
  - 3 学長は、申立者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
  - 4 学長は、悪意に基づく申立てであることが判明しない限り、単に申立てをしたことを理由に当該申立者に対して不利益な措置等を行ってはならない。

(被申立者の保護)

- 第13条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に申立てがなされたことのみをもって、当該被申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 学長は、相当な理由なしに、被申立者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
  - 3 学長は、相当な理由なしに、単に申立てがなされたことのみをもって、当該被申立者の研究活動の全面的な禁止その他当該被申立者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく申立て)

- 第14条 何人も、悪意に基づく申立てを行ってはならない。本規程において、悪意に基づく申立てとは、被申立者を陥れるため、又は被申立者の研究を妨害するため等、専ら被申立者に何らかの不利益を与えること、又は被申立者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする申立てをいう。
- 2 学長は、悪意に基づく申立てであったことが判明した場合は、当該申立者の氏名の公表その他必要な措置を講ずることができる。
  - 3 学長は、前項の措置をしたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置

の内容等を通知するものとする。

## 第5章 事案の調査

### (予備調査の実施)

第15条 第8条に基づく申立てがあった場合又は副学長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、副学長は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、3名の委員をもって組織し、委員は、副学長が指名する。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

### (予備調査の方法)

第16条 予備調査委員会は、申立てに係る行為をした可能性、申立ての際に示された科学的理由の論理性、申立内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 申立てがなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた申立てについての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

### (本調査の決定等)

第17条 予備調査委員会は、申立てを受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を副学長に報告する。

- 2 副学長は、予備調査結果を学長に報告し、協議の上、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 副学長は、本調査を実施することを決定したときは、申立者及び被申立者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。被申立者が本学以外の機関に所属している場合は、被申立者が所属する機関にも通知する。
- 4 副学長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して申立者に通知する。この場合において、副学長は、資金配分機関や申立者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 副学長は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に対して本調査を行う旨を報告するものとする。

### (調査委員会の設置)

第18条 副学長は、本調査を実施することを決定したときは、調査委員会を設置し、速やかに当該調査を行うものとする。

- 2 調査委員会の委員は6名程度をもって組織し、委員は、学長及び副学長が協議の上、指名する。この場合において、調査委員会の委員の過半数は、本学に属さない外部有識者でなければならない。
- 3 申立者又は被申立者と利害関係を有する者は、調査委員会の委員（以下「調査委員会委員」という。）となることができない。

### (本調査の通知)

第19条 副学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を申立者及び被申立者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた申立者又は被申立者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、

書面により、副学長に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

- 3 副学長は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を申立者及び被申立者に通知する。

(本調査の実施)

第20条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、申立者及び被申立者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、申立てにおいて指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被申立者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被申立者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被申立者から再実験等の申出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 6 申立者、被申立者及びその他当該申立てに係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第21条 本調査の対象は、申立てに係る事案の研究活動のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被申立者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第22条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、申立てに係る事案の研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 申立てに係る事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、申立てに係る事案の研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被申立者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第23条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、申立てに係る事案の研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を副学長及び当該資金配分機関等に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第24条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第25条 調査委員会の本調査において、被申立者が申立てに係る事案の研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第20条第5項の定める保障を与えなければならない。

## 第6章 不正行為等の認定

### (認定の手續)

第26条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為があったか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

- 2 前項に掲げる期間について、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して副学長に申し出て、その承認を得なければならない。
- 3 調査委員会は、不正行為がなかったと認定される場合において、調査を通じて申立てが悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、申立者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、副学長に報告しなければならない。
- 6 副学長は、当該認定の結果を速やかに学長に報告しなければならない。

### (認定の方法)

第27条 調査委員会は、申立者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被申立者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被申立者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被申立者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被申立者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

### (調査結果の通知及び報告)

第28条 学長は、速やかに、調査結果（認定を含む。）を申立者、被申立者及び被申立者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知する。被申立者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 学長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 3 学長は、悪意に基づく申立てとの認定があった場合において、申立者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

### (不服申立て)

第29条 研究活動上の不正行為があったものと認定された被申立者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 申立てが悪意に基づくものと認定された申立者（被申立者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく申立てと認定された者を含む。）は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。副学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、学長と協議の上、調査委員会委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。

- 4 前項に定める新たな調査委員会委員は、第18条第2項及び第3項に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、副学長に報告する。
- 6 前項の報告を受けた副学長は、不服申立者に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばし及び認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 7 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行うことを決定した場合には、直ちに、副学長に報告する。
- 8 前項の報告を受けた副学長は、不服申立者に対し、その決定を通知するものとする。
- 9 副学長は、被申立者から不服申立てがあったときは申立者に対して通知し、申立者から不服申立てがあったときは被申立者に対して通知し、また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

#### (再調査)

- 第30条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立者に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立者が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立者からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに副学長に報告する。報告を受けた副学長は、不服申立者に対し、その決定を通知するものとする。
  - 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、調査結果を副学長に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果をまとめることができない合理的な理由がある場合は、その理由及び調査結果報告予定日を付して副学長に申し出て、その承認を得なければならない。
  - 4 副学長は、第2項又は第3項の報告を受けたときは、速やかに学長に報告しなければならない。
  - 5 学長は、前項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を申立者、被申立者及び被申立者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知する。この場合において、被申立者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知するものとし、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

#### (調査結果の公表)

- 第31条 学長は、研究活動上の不正行為があったものと認定した場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。
- 2 前項の公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定した論文等が申立てがなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
  - 4 研究活動上の不正行為がなかったものと認定した場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被申立者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
  - 5 前項ただし書の公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被申立者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
  - 6 学長は、悪意に基づく申立てが行われたと認定した場合には、申立者の氏名・所属、悪意に

基づく申立てと認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

## 第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第32条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被申立者に対して申立てに係る研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講ずることができる。

2 学長は、資金配分機関から、被申立者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講ずるものとする。

(研究費の使用中止)

第33条 学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定した者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定した者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定した者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第34条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定した論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。

3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第35条 学長は、研究活動上の不正行為がなかったものと認定した場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 学長は、研究活動上の不正行為がなかったと認定した者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講ずるものとする。

(不正行為等に対する措置)

第36条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為があったものと認定した場合で、処分又は研究環境の改善を行うことが必要であると認めたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 学長は、被認定者が前項の処分を課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第37条 副学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為があったものと認定した場合には、学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告するものとする。

2 学長は、前項の勧告に基づき、関係する責任者に対し、是正措置等をとることを命ずるものとする。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとるものとする。

3 学長は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して報告するものとする。

## 附 則



この規程は、平成19年10月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。